

## 博士論文要旨

論文題目 戦前期日本における理髪制度の成立過程に関する研究

報告者 倉田研一

理美容に関する歴史的研究は希少である。これに対して服飾ならびに化粧及び髪型の歴史を中心に、理美容に関係する、またはその一部を含む一般的な読み物の類は、多種多様に存在する。これらの読み物は、我々の生活に密着する話題として興味深く読めるが、理美容を支える職業人の養成や、資格、規制に関する諸制度の歴史について扱った学術的な成果は数少ない。また、理美容の資格や規制は、今日において厚生労働省が管轄するように、公衆衛生と密接なかかわりを持つが、この点に注目したうえで理美容の歴史を検証した成果は更に少ない。理美容の制度と公衆衛生との関りの歴史については、近年の様々な感染症流行を考えても、その重要性を知る必要があると考える。

本稿の目的は、戦前期の日本における理髪制度の成立過程を、その背景となった感染症対策や公衆衛生制度、及び理髪を担う人々の置かれた状況等の広範な社会情勢も踏まえたうえで、当時の史資料に基づいて明らかにしていくことにある。論述する時代の範囲は、明治期から日米戦敗戦以前を中心的な研究対象とする。ただし理髪師も女髪結も社会的地位が低い者たちと見做され、地位向上が明治期以降理髪業界の使命となっていたことを説明する必要がある。したがって彼らの前身である髪結と女髪結が、どのような身分であったのかを見る為に、この点においてだけは江戸期も研究対象に含めることとする。

本稿における関心の中心は、大正期以前に女髪結、昭和期に美容師と称された人々にある。しかしながら、現在は美容師法と理容師法という二制度に分離独立しているが、戦前期の理髪規則は理髪(現在は理容)と女髪結(現在は美容)さらに美顔術・美容術(現在のエステ)を包含し規制していたことを重視し、本稿では制度に関わる内容については、共に論じてゆくことにする。

江戸期の髪結・女髪結の置かれた状況を念頭に置きながら、明治以降戦前期までの社会状況を背景とする道府県別理髪規則の制定と改正を明らかにし、その特徴を見出すことが本稿の主目的である。その際、先行研究が示す歴史記述について、当時の史資料に基づいて検証していくこともまた、重要な目標だと考える。

また本稿では、戦前の女髪結の養成校を扱った章も設けた。大正期に入ると、徒弟制度に平行して各種学校認可の学校における女髪結の養成が始まり、公立及び私立の実業学校にも養成課程は存在した。しかし教育史及び職業教育史の領域で女髪結養成を扱った研究は少ない。しかも、全国に養成校が存在したという伝聞はあるが、これらの学校のほとんどが現存せず、戦災などによって同時代の資料が失われている可能性があると考えられる。このような状況の中で唯一、東京都公文書館には戦前期に各種学校として届出のあった美髪学校(美容学校)の設立認可届が残されており、これらを史資料として戦前期の養成校の特徴を検討した。戦前期の美髪・美容学校の多くは、法令上一切規定されていない各種学校であった。明治初期東京府に設立された各種学校については、先行する歴史研究によって明らかにされている部分もあるが、全ての分野の学校が扱われてはおらず、簿記(商業)、音楽、医療関係の各種学校の歴史が明らかにされているにとどまる。本稿では、先行研究が取上げることができなかった東京府に設立された美髪・美容学校の特徴を、設立認可届によって時代背景を絡ませながら明らかにしていく。

## 博士論文目次

### 序論

- 第1節 研究の目的
- 第2節 先行研究の検討
- 第3節 研究方法と使用資料

### 第1章 理髪営業取締規則制定の経緯

- 第1節 理髪規則制定前史—江戸期の女髪結と髪結—
- 第2節 理髪規則制定前史—断髪令と婦人束髪会—
- 第3節 理髪規則制定の経緯
- 第4節 女髪結に対する規定
- 第5節 理髪規則上における組合の特徴と理髪関連組織

### 第2章 取締強化のための理髪規則の改正

- 第1節 理髪規則制定後の改正点
- 第2節 遵守事項の見直し—耳・鼻毛剃り条文について—
- 第3節 開業届の見直しなどの規則強化について

### 第3章 理髪試験導入の経緯

- 第1節 大阪府及び東京府における試験導入の経緯
- 第2節 各道府県理髪規則の特徴
- 第3節 業界の規則統一の請願運動と内務省統一規則制定の動向

### 第4章 理髪規則論争—警視庁と内務省吏員による誌上論争—

- 第1節 理髪規則論争の概要
- 第2節 理髪規則論争と減免規定から見出せた理髪規則の特徴

### 第5章 女髪結と美容師の養成について

- 第1節 明治以降の女髪結の養成
- 第2節 日本女子美容術学校と美顔術
- 第3節 マリー・ルゥキズとマリー・ルゥキズ美容女学校
- 第4節 私立東京女子美髪学校の設立と女髪結の動向
- 第5節 山本久榮と日仏女子整容学校
- 第6節 公立実業学校における養成

### 第6章 総括と今後の課題

- 第1節 総括—理髪規則の意義と残された課題—

### あとがきに代えて

理美容の未来に向けて—江戸期から戦前期までの業界と行政の関係を通じて—

### 文献目録

キーワード 理髪営業取締規則、理髪人、女髪結、美容師、減免規定、営業資格、美髪学校  
美顔術

## 《知見の要約》

戦前期の道府県別に定められた理髪規則は、衛生管理規定、試験規定、指定校設置規定、罰則規定を含む内容を持っており、戦後に理容師法及び美容師法を定める際の前提となった規則であった。ただし、道府県別であったために、内容に相違があって統一されておらず、公的職業資格制度としては、認められなかった。しかしながら、各道府県別理髪規則において、理髪における衛生管理を規定し、これを共有し基本骨格としていたという意味で、本稿では道府県別理髪制度とした。戦前期の理髪規則、戦後の理美容師法における共通点は、衛生管理規定であり、さらに試験科目にも共通点を見出したのである。

明治維新以降、非常に衰退し環境の荒廃した京都の街復興に向け様々な施策が実行された。その後、環境衛生の整備状況を様々な施設を対象に調査した結果、理髪所も伝染病の媒介の危険性が高い場所と判断されたことにより、1899(明治32)年に京都府理髪規則は定められたのである。その後、道府県ごとに、衛生管理を理髪人と女髪結に義務づけた理髪規則は定められていったが、規則違反が後を絶たないため規則を改正し内容の強化が図られていった。強化の最初の段階は、それまで開業届だけであったところに、その開業届の内容を審査し認可することになった。

一方、理髪衛生を理髪職や結髪職従事者だけの問題ではなく、全ての国民にとっても重要で必要な知識として普及させようとした動きとして、1885年の婦人束髪会の運動があった。この運動は女性の日本髪の不潔さを問題としたが、その後、公衆衛生の立場から、理髪や結髪の際に衛生に心がけた施術を受けなければ、梅毒や皮膚病感染の危険性が高いことを、講習会などによる啓蒙活動が行なわれたことで広く一般に知らしめられたと言える。また自然災害を初め、事件事故をどう回避するのかといった、ハウツー本も戦前期には認められた。頭髪の衛生は、まずは自分自身が伝染性疾患に罹患しているか否か、このことが問題であったと言え、そのために一般に広く、伝染病に対する認識を育てる必要があったと言える。

大阪では、容易に店舗を開業できる事もあって、理髪業への参入者が後を絶たず、過当競争が生じていた。一方、行政側は、この理髪業界参入者の理髪衛生の軽視を問題視していた。さらに1905年以降、呼吸器系伝染病である結核が深刻化し、そこへ同じ呼吸器系伝染病であるスペイン風邪のパンデミックにより状況が深刻化していた1918年暮れ、大阪府は試験導入を交付した。大阪府試験導入を契機として、その後に各道府県もこれに追随した。東京府の試験導入は大阪府よりも遅く1930年であったが、やはり理髪規則違反が後を絶たず結局試験導入に至ったのである。

1930年代以降は、内務省と警視庁の吏員が警察専門雑誌及び公衆衛生誌を通じて、規則統一に関する議論が展開されて詳細に検討が加えられ、課題も提起されていたことが分かった。また統一問題の警視庁の動機は、他府県の試験合格証の審査に煩雑さが生じ、これを解消する事であったことも判明した。しかしながら、戦争により、統一問題は棚上げされ、戦後に持ち越されたと言える。

理髪規則が統一されていなかった事を詳細に検討した結果からは、理髪人と女髪結に対する規則の適用の相違が存在していた事が分かった。本稿ではこれを減免規定と称することにした。警察は、開業に先立ち実施していた店舗の立ち入り検査で、当時の営業者たちの行状ばかりでなく、地域差も認識していたと考えられる。更に記録は限られるが、業界の請願に於いても現状を訴える事があったと考えられる。このような情報により、理髪人と女髪結の現状は、特に教育のレベルの低さと行状の悪さ、さらに地域の問題などを警察は認識していたと考えられるのである。

減免規定は、戦後法令化されてからは存在しておらず、営業資格であったことを含めて戦前期の理髪規則の特徴がここにあったことを、本稿は明らかにしたのである。

先行研究における理髪規則の制定及び改正の経緯の説明には、根拠が判然としない記述も含まれていた。本稿では、同時代の資料を根拠としながら、最初が何処で、どのような経緯をもって制定されたのかを明白にすることができたと考える。また、先行研究が業界側の論理を中心に制度史を解釈する傾向にあるのに対し、本稿では、行政側の論理も踏まえて、理髪規則制定改正の動向と規則統一に関する議論があったことを明らかにすることができたところに、大きな特徴がある。

また、戦前期の美容師養成については、当時の美髪・美容学校の設立認可届を分析し、設立目的等を含めてその特徴を明らかにした。研究対象は東京府に設立された美髪・美容学校に限定した。この中で5校を除けば、「貞淑有為の婦人の養成」「婦徳を滋養する」といった、風俗公安の取締りで問題として浮き彫りにされた女髪結の行状を、正してゆく内容の目的が認められた。これは1913年を最初とする美髪学校(美容学校)の設立目的から認められ、女髪結が賤業視されていたことを如何に払拭してゆくのが、大きな課題となっていたと考えられる。さらに自立のできる職業婦人や職業人を養成する事を目的とした学校も存在した。戦前期に届出認可された美髪美容学校17校の設立目的の中の「貞淑有為」と、これに類似した内容を除けば、職業人としての女髪結や美容師を育てることが主眼であったことが分かったのである。

養成という事に関しては女髪結よりも先に、理髪人の業界が1906(明治39)年に大日本美髪会という組織を作り「賤業からの脱却」をめざして、全国規模の理髪衛生及び技術講習、並びに理髪学校の設立といった一連の動向が、結髪業界にも波及していったものと言える。戦前期の衛生管理に関する教育内容は、現在の理美容師養成においても同様で、これが試験科目となっている。したがって養成制度の基本骨格は、戦前期に出来上がっていたと言える。さらに戦前期の美髪・美容学校においては、現代につながるエステやネイルなど美容のさまざまな専門分野の勃興も読み取れたのである。これに加えて、一般の女性を対象とした家政系の課程の設置は、現在の多様な美容系専門学校の先駆けの役割を担ったと考えられるのである。

戦前期の美容業界には、女髪結(伝統的な日本髪を扱う)と美容師(洋髪とエステを扱う)の業界が存在した。1930(昭和5)年代以降、洋装の進展と共に、洋風髪型を作るウェーブ形成技術が浸透して、これを女髪結も扱わざるをえない状況になり、境界が崩れていったと考えられる。また統一規則制定の請願運動に昭和期に入ると、女髪結業界と美容師業界も参加するようになったのである。ウェーブ形成技術は、20世紀以降にアイロン技術(マーセルアイロン)やフィンガーウェーブ技術によって始まり、1920年代以降、つまり昭和に入ると、よりウェーブが長持ちするパーマメント・ウェーブ技術が到来したことで流行した。ウェーブ技術は、それまで波状毛を醜いものとして扱ってきた日本の結髪業界に変革をもたらす事になった。これには大正期以降女性の社会進出と都市の洋装文化の発展が基盤となっていたと考えられる。大正初期設立の美髪学校には、近代化という使命があったと言え、その後に設立された美髪・美容学校とはその役割に相違があったと言えるのではなかろうか。

戦前期の美髪・美容学校の特筆すべき傾向としては、甲種実業学校認可の美容学校の存在であった。またこの設立者はさらに、専門学校における美容師養成も視野に入れていたと言われている。戦争がなければ美容関連の高等教育機関が誕生し、美容産業の発展に寄与出来たのではなかろうか。このように見てくると、美容業界の発展の種は、戦前期に既に蒔かれていたと言える。